

第4回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会 会議録

1 日 時 令和6年10月9日（火） 午後6時30分～8時00分

2 場 所 狛江市防災センター4階会議室

3 出席者 委員長 坂本 和良（学識経験者）
副委員長 塚越 博道（教育関係者）
委員 荒川 元邦（教育関係者）
委員 上田 英司（教育関係者）
委員 半澤 嘉博（教育関係者）
委員 米田 瑠美（教育関係者）
委員 波瀬 公一（教育関係者）
委員 梶川 朋（公募市民委員）
委員 鈴木 晃子（公募市民委員）

事務局 上田 智弘（教育部調整担当理事）
浅井 信治（学校教育課長）
鈴木 知子（学校教育課教育庶務係長）
藤田 真衣（学校教育課教育庶務係）
安井 奨（学校教育課教育庶務係）

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 事

（1）教育振興基本計画素案の検討について

7 会議概要

委員長 これより、第4回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を開催する。
まず始めに、本日の資料の確認を事務局から説明をお願いする。

（事務局より資料確認）

委員長 それでは、次第に従い進行する。それでは、議事（1）「教育振興基本計画素案の検討について」、事務局より説明をお願いする。

事務局 資料1、第4期狛江市教育振興基本計画骨子の修正案をご覧いただきたい。
前回の検討委員会の議論を踏まえ、基本方針と施策展開の方向性を修正して

いる。赤字下線部分が修正部分である。

まず、基本方針4について、「生涯にわたる学びとスポーツ環境の充実」であったものを、「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」と修正している。前回の議論を踏まえ、スポーツの環境整備だけではないため、「環境」を除き、「学びの充実とスポーツの推進」としている。また、市の基本計画の修正に合わせ、「わたる」を「通じた」としている。

続いて施策展開の方向性について、説明させていただく。

まず基本方針1（1）②について、前回意見があったとおり、「他者と協働しながら」を追加している。

次に基本方針1（1）③は、国や都と文言を合わせ、「自殺防止」を「自殺防止対策」としている。

次に基本方針1（2）③は、「危険を予測し回避する能力や」とあったものを、前回の議論を踏まえて、内容をわかりやすくするため、「安全や防災に対する意識と」に変更している。

次に基本方針1（4）①は、「社会づくりに貢献し」を、より主体的に社会に関わる観点から、「社会の創り手となり」に変更している。

次に基本方針1（4）②は、理解するだけでなく発信も必要という意見を踏まえ、「理解を促進し」を「理解し発信する力を養い」と変更している。

次に基本方針2（2）③は、前回の議論を踏まえ、「合理的配慮ができる限り」という限定的な表現であったものを、「合理的配慮の下」に変更している。

次に基本方針3（1）①は、切れ目のない9年間の教育という文言を追加した方が良いという意見を踏まえ、より具体的に「小中学校9年間を通じた教育を展開し」を追加している。

次に基本方針3（3）②は、わかりやすくするために、冒頭に「学校の」を追加している。

次に基本方針4（1）②は、前回の議論を踏まえ、冒頭にあった「地域課題の解決等につなげるため」を削除し、主体的に学ぶ姿勢を明確に示すため、「自発的に」を追加している。

次に基本方針4（2）①は、市の基本計画の修正に合わせ、「生涯にわたる」を「生涯を通じた」に変更している。

以上が資料1の説明になる。

続いて資料2の説明をする。

資料2、第4期狛江市教育振興基本計画素案をご覧ください。

前回の検討委員会での議論を踏まえ、計画の素案の事務局案を作成している。

こちらを土台として、意見をいただき、素案を固めていきたい。

まず、ペーパーレスの観点からデータで提供することも想定するとともに、東京都と同様に横向きの形にしている。

まず1ページは、全体の目次となっている。

次に2ページは、計画の基本的事項と位置付けを記載している。

次に3ページは、新しい教育理念と教育目標を記載している。

次に4ページからは、第3期計画の取組状況や評価、狛江の教育の現状と今後の課題を記載している。6ページからの狛江の教育の現状では、第2回の検討委員会でも説明したものに、補足したものである。表やグラフ等のデータについては、最新のデータが出てきているので、今後更新させていただく。

以上の部分については、第1回の検討委員会で資料として提出した「第3期狛江市教育振興基本計画（教育大綱）改定について」と第2回検討委員会で説明した、「狛江市教育行政の概要等について」をベースにブラッシュアップして記載している。

続いて、12ページには、施策体系を載せている。

13ページ以降は、個々の施策、施策展開の方向性についての詳細な内容としている。現時点で施策の方向性の説明部分などにイラストを挿入しているが、説明内容に合わせて実際の写真等がある場合には、差し替えたいと考えている。

なお、こちらの個々の説明は省かせていただく。

最後に、33ページ以降は、検討体制と検討経緯になっている。この会議の内容も載せているため、随時更新させていただく。

事務局では、前回の検討委員会でお話させていただいたとおり、9月に開催した教育委員会及び総合教育会議にて、基本方針と施策の方向性等を検討委員会の進捗状況を含め報告し、情報共有している。市長からは、市の後期基本計画との整合性をとるように指示をいただいている。今回と11月の検討委員会で、素案についてご議論いただき、パブリックコメントや市民説明会に向け、素案の内容を決定していきたいと考えている。

委員長 前回、議論になった内容について反映されたものになっているのではないかなと思うが、まず骨子の修正案の確認をしていきたい。

前回、基本方針2(2)③の「合理的配慮ができる限り」という表現のところで意見を多くいただいたと思う。

それから基本方針4「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」というところでも意見を多くいただいたと思うので、ここからご確認と意見をお願いしたい。

上田委員 「合理的配慮の下」と修正いただいたことについて、異論はない。

半澤委員 医療的ケアが必要な子どもへの対応というのは、一つはやはり合理的配慮の視点からの対応だと思う。そのため「合理的配慮の下」という表現は、適切かと思う。

しかし、基本方針2(1)「インクルージョンの推進」で、障がいのある子どもへの対応について記載があるが、対応の切り口として「ユニバーサルデザイン」を構築していくというのもある。「インクルージョン」をやっていくということであれば、全般的に「合理的配慮」と「ユニバーサルデザイ

ン」、この二つの切り口が、障がいのある子どもの通常学級での受け入れとしては、大切な視点になると思う。そのため、「医療的ケア」のところで「合理的配慮」という文言が出ているが、他のところでも「合理的配慮」という文言が必要かどうか、その上で「医療的ケアが必要な子ども」という形が良いかと思う。

もう一点、項目の並びについて、基本方針2（1）が「インクルージョンの推進」で、素案19ページ①に「特別支援教育を推進します」となっているが、その網掛けの文言が、「障がいのあるなしに関わらず」という切り口になっている。施策（1）「インクルージョンの推進」で、障がいのある子どものことについて記載するのであれば、「障がいのある子どもたちについて交流及び共同学習」など、整理する上では必要になるかと思う。

また、施策（1）②でICTの活用について記載されているが、障がいのある子どもというよりも、不登校の児童生徒への支援としてメタバースを利用しているという書き方になっており、「インクルージョンの推進」の項目の中に入れた方が良いのかどうか。③は就学支援について記載されていることから、これは障がいのある子どもへの対応についての記載がされている。施策（2）は、「多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実」で、施策の方向性①及び②は、障がいのある子ども以外の多様なニーズについての記載だが、③で「医療的ケアが必要な子ども」が入っている。そこから、③は仕分けとしては、施策（1）で記載した方が、整理されるのではないかと思う。

「合理的配慮」の使い方として、全般的な使い方での記載が必要なのか。それから、「医療的ケアが必要な子ども」については、障がいのある子どもへの対応として、同じ施策のところに入れて良いのではないかと思う。

委員長 基本方針2（1）「インクルージョンの推進」の②は、不登校の内容であって、特別支援教育の特別なニーズが必要とする子どもたちの話ではない、どちらかという、基本方針2（2）③の方が合っているのではないかということである。

事務局で、施策（1）②と（2）③について、この位置にした考えはあるか。半澤委員が言ったように、逆でも良いのではないか、ということについてはどうか伺いたい。

事務局 入れ替えるというところも含めて、もう一度整理させていただきたい。

委員長 施策（1）②と（2）③を入れ替えることが可能かどうかを検討して、次の回で再度修正したものを出してもらいたい。

他にこの件について、いかがか。

（なし）

委員長 それでは基本方針4「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」という形で表現が直されたが、これについてはいかがか。「環境整備」という言葉の使い方を工夫した方が良いのではないかという意見があったと思う。

副委員長 基本方針の表現の仕方は良いと思う。

委員長 それ以外に修正した赤字のところについて、いかがか。

米田委員 基本方針4「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」(1)②「誰もが身近な場所で自発的に学ぶことができる」というところについて、学びに対するの施策や教育目標等の文言を確認すると、「自発的」ではなく、「主体的に」という表現の方が、他との整合性を考えたときに良いのではないかと感じた。事務局の説明でも、主体的に学ぶ姿勢を示すために「自発的に」を追加とあったので、そのまま「主体的に」と表現された方が良いのではないかと感じた。

事務局 前回の委員会で「自発的に」や「自主的に」といった意見をいただいたが、今の意見を踏まえ、「主体的に」と変更する方向で考えたい。

米田委員 教育目標(3)で「生涯にわたり主体的に学ぶことができる」とあったので、そこからヒントを得た。

委員長 他はいかがか。

波瀬委員 市の基本計画の策定分科会が先日開催されたので、報告を兼ねてお話をさせていただく。

基本方針4(4)「豊かな生活のためのスポーツの推進」の記載は、市の基本計画と連動しているところである。このタイトルに関して、前々回の分科会の時に、「豊かな生活のための」というのは必要かという意見があったため、前回の分科会の時に、「スポーツの推進」で議論がスタートした経緯になっている。ただ「スポーツの推進」で改めて議論になった時に、目的のようなものがなく、唐突に「スポーツの推進」と始まるのが、おさまりが悪いということで、また元に戻す形の展開になっている。また次回の分科会で結果を出すことになっているが、「豊かな生活のため」が入る形で元に戻る方向になりそうであるということを報告する。結論が出たらまた報告したい。

委員長 今の情報提供から、また多少動くかもしれないということだが、目的はあった方が良くと思う。

他に意見あるか。

(なし)

- 委員長 それでは骨子については、ここまでで一区切りつけたい。
素案について、骨子の下に具体的な内容が細かく書かれているものを作っ
ていただいたので、これらの内容についても合わせて、ご議論いただきたい。ま
た、11月もここについての議論をしたいと思う。
細かい内容も含めて、議論いただければと思う。
例えば、前回米田委員から、サードプレイスについて、表現がもう少しあ
っても良いのではないかという意見があったと思う。それから梶川委員から
専門的人材について、もう少し幅を広げられないかという意見をいただいた。
また上田委員から「子どもの権利」についての記載がもう少しできないか
という意見があった。そういった内容について、素案の中に入れていただい
ているところがあると思うので、その点を確認しながら、意見をいただきたい。
- 上田委員 14ページの基本方針1（1）①の説明文の最後の段落で、「子どもの人権
を守る視点から」という表現のあとに「教職員への人権研修の実施やスクール
ハラスメント防止に取り組みます」と書かれているが、ここで子どもの人権と
権利では、ニュアンスが違うため、子ども条例の議論がある中で、「子どもの
権利」という言葉が、教育振興基本計画と子ども条例の接点になる表現とし
て加えられると良いのではないかと思う。そのあとに来る言葉は、「教職員へ
の人権研修の実施やスクールハラスメント」だけに限ったものではないと思う
ので、子どもの権利という言葉になると、少し文章を足していく必要があるか
と思う。
- 委員長 事務局、今の意見についてはいかがか。
- 事務局 市としても、（仮称）子ども条例の制定に向け議論が進んでいるところ
あり、整合性を図る必要があるが、計画のどこかには盛り込みたいと考えてい
るので、この部分に入れるかどうかも含め検討させていただければと思う。
- 委員長 他にいかがか。
- 米田委員 15ページの施策（2）②の表現で、前回「異なる価値」の部分で、「価値
観」ではないかと質問をしたところ、「異なる価値」のままだったので、その
背景を伺いたい。
- 事務局 東京都の表現に合わせてそのままにし、本文の中に「異なる価値観を」と入
れている。他の部分、「危険を回避する能力」のところでも、委員会での意見
を受け、あえて狛江では別の言葉にしたので、ここも「価値観」に、狛江独自
で直しても良いかと考えているので検討していきたい。
- 米田委員 東京都の背景を理解しきれていない中での質問になってしまったので、おま

かせできればと思う。

委員長 前回、東京都の表現に合わせて「異なる価値」で一旦落ち着いたと思うが、この網掛けの中に入っている「異なる価値観を乗り越えて」と、同じ表現を違う言い方にしているのは、不統一な感じがするため、併せて確認をお願いしたい。

他にはいかがか。

半澤委員 14 ページ施策（1）①のところ、「性に対する多様性（LGBTQ+等）」の記載があり、この項目だと「教職員への人権研修の実施やスクールハラスメント防止に取り組む」という施策が展開する流れになるが、教育委員会の中で計画を作っていく中で、多様なニーズに応じた教育の中に、LGBTQ の子どもたちへの具体的な施策を出しているところが最近増えてきていると思う。具体的には、例えば 20 ページ施策（2）「多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実」で、多様なニーズへの対応についての記載があるが、ここの中にも LGBTQ への具体的な施策が示される必要があるかどうか、検討が必要かと思う。

子どもたちの個性を尊重するという人権教育の視点が必要だが、具体的なサポートの充実として、個別のトイレやジェンダーレスの水着等、恥ずかしい思いをしない環境整備、具体的な施策も必要になってくるのではないかと考えている。そのため、人権教育の部分とともに、環境整備の具体的な施策も行っていく時代ではないかと思う。

委員長 具体的にはどのような表現が考えられるか。

半澤委員 実際に行っている学校がどの程度あるのかわからないが、施策 2（2）の部分に、LGBTQ の子どもたちに対応した制服、水着、着替え、トイレ等について推進していく施策の方向性を示してはどうかと思う。

事務局 例えば、市内の中学校では、制服について、女子でもスラックスを選択できるよう取り組んでいる。具体的に記載するかどうかについては検討したいと思う。

委員長 今の半澤委員のお話は、「多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実」のところの話か。

半澤委員 その通り。多様なニーズの方に LGBTQ の課題を取り上げて、具体的な取組を示し、そこで人権教育や具体的な環境整備も行っていくという書き方をしている教育計画が多いかと思う。そのため、基本方針 1（1）で人権教育について示しているが、基本方針 2（2）とも重なるところがあるため、そちらの方にも記載していくと良いかと思う。また、具体的にしていることがあれば、さらに推進していく取組として、この計画の中に記載しておいても良いと思う。

- 事務局 具体的な当事者へのサポートもここに加えた方が良い、という理解でよろしいか。
- 委員長 具体的には基本方針2（2）が、「多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実」の項目だが、①②③の中のどこに入れられるかについて、合うところがなさそうだが、大丈夫か。
- 事務局 事務局で検討させていただく。
- 委員長 教員研修だけではなくて、実際に子どもをサポートするような施策も行われているので、どこかに入れれば良いのではないかと思う。それが2（2）「多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実」のところであるかは別として、どこかに入れることができるのであれば、検討していただきたい。
他にいかがか。
- 副委員長 LGBTQは多様性の中に含まれているが、私は、多様性よりも個性をどのように大事にしていく教育をするかという方が、これからの時代は大事かと思う。多様性でも良いが、全体的な流れとして、子どもたちの個性を大事にしてあげることが大事かと思う。
15 ページ基本方針1（2）③「安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します」の網掛けの部分の最後のところ「また、いじめや性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります」と書かれている。この部分は、14 ページの「いじめ防止」の中の基本的な話で、いじめ防止をするためには、傍観者にもならないことも大事だということと重複すると思う。14 ページは、SOSを発信すること、受けること、出し方に関する教育の推進だが、それだけではないと思う。それに加えて、15 ページの部分「生命（いのち）の大切さ」も入れないと、本当のいじめ防止にならないと思う。重複するかもしれないが、少し表現を変えた形で、14 ページにも加えると良いと思う。
- 委員長 基本方針1（2）③の最後の「また」以下の文章をここに入れた経緯は何か。14 ページ1（1）③の内容ではないかと感じた。
- 事務局 東京都のビジョンには、「生命（いのち）の安全教育」という文言が書かれていたため、そちらに合わせて記載した。こちらにも意見を踏まえて検討する。
- 委員長 基本方針2については、いかがか。基本方針3についても、まだ意見がないため、そちらについての意見もお願いしたい。
- 副委員長 基本方針3（2）「安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備」の24 ページ左側②の網掛けの部分で、学校給食のアレルギー対応についての記

載がある。実際にアレルギー対応が必要な児童生徒について、狛江市ではどのくらいいるのかということが一つ。具体的にどのような対応をしているのかということが二点目。三点目が給食室について、アレルギー対応の場合、給食を準備する部屋や包丁、まな板も分けるなど、仕切りを作って別々にきちんと作っている施設もあるが、狛江市ではどのように行われているのか、ここでは「事故対応に取り組んでいます」と言い切っているので、具体的なことがわかれば教えていただきたい。

事務局 一点目の人数について、アレルギー対応が必要な児童生徒数は増えているが、改めて人数の報告をしたいと思う。二点目のアレルギー対応について、アレルギーのある子に対しては、トレーの色や食器の色を変えている。そして必ず事前に食札というカードに、その子が何のアレルギーかを貼っている。加えて、給食時に栄養士や調理員が、保護者に確認した上で作成した一覧表と照らし合わせている。その後、学級に届けられた時には、必ず教員がその子と間違いがないか確認をしている。そして、最初アレルギーのある子に配膳し、必ずおかわりはさせないというルール、マニュアルを策定しており、各校の栄養士に徹底してもらっている。また、研修について、過去に調布市であったアレルギーによる死亡事故を踏まえ、東京慈恵会医科大学附属第三病院と調布市の三者共同で取り組んでいる。また、狛江市では、東京慈恵会医科大学附属第三病院の医師と、事故の当事者の家族をお呼びして、講演やエピペンの使い方等、教員等を対象とした研修を年1回行っている。

委員長 先ほどの質問の中で、実際に調理をする場で、通常の給食から除去食を作るところは重ならないように別個に行っているのか、食器は洗うところから全部別になっているかわかるか。

事務局 小学校は自校方式で、中学校はセンター方式になっており、小学校によって給食室の形が違うので、確認してからお答えしたい。

委員長 市内小学校の校長先生の中には、除去食については、自身で確認してから、子どもに配膳するように、かなり気を遣っている方もいると聞いている。

荒川委員 本校だけでもアレルギー対応をしている児童は30人以上いる。調理工程も別であると聞いている。部屋の関係から全く別部屋で作っているかというところまではいっていないが、少なくとも食缶や鍋については全部別工程で調理をしており、かなり神経を使ってアレルギーの対応を行っている。

半澤委員 24ページの基本方針3(2)①では、「学校の適正規模等に関する議論を深めます」と表現されている。この点は、この計画が出た時に、保護者や地域の人たちの関心が強いと思う。学校の適正規模・適正配置についての議論は、現在も教育委員会の中で行っているから、「深める」としているのか、それと

も「始める」であるのか伺いたい。

事務局 学校の統廃合はセンセーショナルな課題になる。今、狛江の子どもたちの数は増えている状況にあるが、将来的に10年20年のスパンで減っていくことは確実であるため、議論をしていかなければいけないことを早めに触れておきたいという意見が様々な立場の方から出ている。もう一つは、狛江市では、小中連携という形でコミュニティ・スクールを中学校区ごとにゾーンに分けて導入しているが、現時点では、物理的に小中一貫校等を作っていくことは難しい状況である。いずれ少子化で学校の数が少なくなった時に、統廃合をするだけでなく、小中一貫校や義務教育学校のような考え方もあらかじめ様々な場で議論した方が良いのではないかという意見もあり、今回の教育振興基本計画の中に先鞭をつける形で書いている。

委員長 他にいかがか。

米田委員 25ページの基本方針4(3)①「教員のキャリアに応じた」のところで、本文冒頭の「教育のキャリアに応じて」とあるのは、おそらく「教員のキャリアに応じた」の誤りかと思う。

事務局 修正させていただく。

副委員長 24ページの基本方針3(2)③で、「学校図書館と市立図書館の連携」が書かれているが、現在どのような連携をしているか、また今後どのようにしようとしているのか伺いたい。

事務局 図書館で策定している「子ども読書活動推進計画」から、現在図書館では、小学校一年生を対象としたセカンドブック事業、中学校一年生を対象としたサードブック事業という、本を無償でお渡しする取組をしている。また、学校図書館との連携として、学校司書、図書館司書の連絡会を実施しており、情報交換や連絡調整、専門的な事項の情報共有を図っている。加えて相互の本の貸し出しも行っている。

梶川委員 市立図書館だけではなく、各地域センターの図書室との連携も、書き加えても良いのではないかと思う。今年も夏に野川地域センターで、地域の子どもが司書の仕事を1日体験していた。また上和泉地域センターの図書室では、緑野小学校のおすすめの本「緑野文庫」を図書室でも置くような連携をしていると思うので、市立図書館や地域センター図書室との積極的な連携でも良いのではないかと思う。

委員長 実態としても行っているということか。例えば都立の多摩図書館と市の図書館との連携はあるか。

- 事務局 都立図書館とは相互貸借等を行っている。
- 委員長 それは随分前に始めているため、ここには書き込まないということか。
- 事務局 その通り。なお、狛江市は、市立図書館が一つしかないが、西河原公民館や各地域センターの図書室と学校図書館との連携を強化していくところは、今後の取組の一つと言えるので、記述の仕方を検討したい。
- 委員長 他にいかがか。
- 鈴木委員 25 ページの基本方針3（3）②「学校の労働安全衛生体制の」というところで、「学校の働き方改革プランに基づき、次代を担う子どもたちの豊かな学びと」と書いてあるが、「次代を担う」というところが、基本方針1（4）①で「社会の創り手となり」という表現があるため、そろえた方が良いのではないかと思う。
- 委員長 同じ表現は重複して使わないことを好まれる人もいれば、同じ表現でそろえるものが良いという方もいる。意見がわかれるところだと思うが、事務局として、まとめることがあれば、次回までに整理していただきたい。
- 事務局 「学校の働き方改革プラン」から文言を借りているため、整理をする。
- 委員長 基本方針4に移っていきたいが、いかがか。
- 上田委員 26 ページの左側下の方に「旧狛江第四小学校跡地の利活用が課題となっており、市民ニーズを踏まえた、新たな体育施設の整備の検討が進んでいます」という表記になっているが、ここについては、市民から非常に大きな期待が出るのではないかと思う。特に学校関係の団体は、いつも活動場所がないという課題がある。そこを踏まえて、29 ページ（3）「スポーツを楽しむ環境の整備」では、「既存スポーツ施設の計画的な改修」の下の部分に「旧狛江第四小学校跡地については、新たな体育施設として整備します」と、断言した文章になっている。後期基本計画との関係もあると思うが、市民の期待が高いため、本当に実現される場合は、26 ページでも「整備します」と断言した方が良いと思う。
- また、27 ページ（1）①の網掛けの下「ユースワーカー等若者を支える人材の配置等も視野に入れ、検討します」について、「ユースワーカー」という表現が出てきたことは、非常に踏み込んだ第一歩であると思う。検討だけでなく、配置まで実現することを期待する。
- 委員長 「新たな体育施設として整備します」という言い切りは、大丈夫か。

- 事務局 表現について、基本計画と合わせて整理したい。
- 委員長 基本計画とそろっている方が良いと思うので、合わせるようお願いしたい。
- 米田委員 27 ページ（1）①で、「サードプレイス」及び「ユースワーカー」の表現が入ったことは歓迎するところである。
31 ページの基本方針5「歴史・文化への理解と継承」で、狛江への愛着を育む取組、まちへの愛着に言及しているところがあるが、この文脈でも、ユースワーカー、ユースセンター、サードプレイスは寄与すると考えている。そのような市民が交流する場で、現役で活躍している大人と、中高生世代が会うことで、そのまちへの愛着を育んだり、そのまちを見直したりすることができると思う。
- 委員長 どこかに文言として入れるということか。
- 米田委員 サードプレイスという文言が出てくる「学びの環境づくりの充実」で、そのまちへの愛着や、大人との出会いや憧れの喚起をどのように表現し、入れることができるか悩んだため、入れられる余地があれば検討していただきたい。
- 事務局 基本方針5の文脈に関しては、後期基本計画との整合性を取っている部分である。基本方針4①の「ユースワーカー等若者を支える人材の配置等も視野に入れ、検討します」というところは、市として現時点では、検討の段階であるため、この書き方以上は難しいかと考えている。
- 米田委員 今後、検討以上の段階になった時に、どのような視点でユースワーカーやサードプレイスをとらえるのかを検討いただきたい。
- 委員長 他にいかがか。
- 副委員長 3 ページの教育目標（3）に、「生涯にわたり主体的に学ぶことができる学習環境と運動環境の整備と拡充」という表現があり、27 ページに「学びの環境づくりの充実」で、公民館と図書館の記載がある。公民館も図書館も、社会教育法に基づく社会教育施設であることは、市の設置条例にもうたわれているところである。社会教育と生涯学習はどのように違うのかについて、様々なところで議論になるが、大きなくくりとしては、中央教育審議会の表現で、社会教育は、人づくり地域づくりであると表現され、生涯学習は生涯にわたる学びの場、学びの環境整備であると表現され、違いがわかれている。
市の基本計画でも、公民館についても、生涯学習と市民活動の連携の場であるような表現で、図書館も自発的に学ぶ必要な学びの場であるという表現で、市民が学ぶ場の位置付けになってきている。これは市の全体的な方向性であると思うが、前回の第3期狛江市教育振興基本計画にも同じような表現がされて

いたので、社会教育施設と言われている公民館、図書館、あるいは体育館も含めて、狛江市は生涯学習のための施設という位置付けになっているのか、方向性がある程度固まっているのかというところを確認したい。

事務局 所掌事務でお話すると、公民館や図書館、総合体育館等を含むスポーツ施設の所管が教育委員会となっている。地域文化活動に関しては、音楽のまち狛江も含めて、市長部局の地域活性課の所管となっている。そのような中で、生涯学習をどのように位置付けていくかという方向性については、教育委員会としても明確に言えない部分がある。そのため今担っている役割について、第3期の計画に引き続いて、第4期の計画もそのような内容にさせていただいている。

副委員長 東京都には、社会教育という考えがなく、生涯学習という視点で、すべての都民が豊かな学びができるような方向性でいるため、社会教育委員はいない。26市の中でも、約半分は生涯学習に移行している市が多い。生涯学習の考え方は非常に大事だが、施設そのものは社会教育施設であるということは、条例でうたわれているため、社会教育施設である公民館、図書館であるということも少し市との計画と合わせて触れていただけると良いと思う。

委員長 27ページの基本方針4(1)②の網掛けの部分で、「まちの特色であるアートに関連したサービスの提供や、まちの文化や歴史の発信、まちの課題等について現状把握や問題解決の手掛かりとなる資料を提供することに加え、市民及び他機関との連携等を重点的に進め、図書館や図書資料を通じて、利用者とまちの出会いを促します」について、一文が長くわかりづらいところがあるため、もう少し良い表現にならないか。

事務局 狛江市新図書館整備基本構想からの文言だが、わかりやすいように整理をしたいと思う。

委員長 基本方針5についても、意見があればお願いしたい。

副委員長 32ページに文化財の関係について記載されていて、(1)①の網掛けの中段に、「展示施設について検討を進めます」という表現がある。現在、旧四小の中に保管している文化財を、新たな場所で保存及び公開をしようという取組が、この部分になる。昨年の結果を見ると、この検討がある程度進んで、具体化されているようであるが、ある程度検討が進んでいるのであれば、「検討を進めます」ではなく、「具体化に向けて」など、もう少し踏み込んだ表現でも良いのではないかと思う。

事務局 こちらの文言については、基本計画と整合性を図って、同様な表現を使っているので、担当部署とも確認したいと思う。こちらの表現でとどめさせていただく場合もある。

- 委員長 担当部署との調整をお願いする。
- 半澤委員 基本方針5の部分は、イラストではなく現物の写真を使った方が良いと思う。
- 事務局 まだ準備ができていないため、イラストが入っているが、できる限り現物の写真を使って更新したいと考えている。補足になるが、狛江には和泉式土器という有名な土器がある。また白井塚古墳から歴史的価値のある刀剣も発掘されたので、それらの写真を載せたいと考えている。また古民家園には、立派な茅葺き屋根があるので載せたいと考えている。
- 梶川委員 先ほどの副委員長の質問に関してだが、おそらく旧狛江第七小学校の跡地に収蔵庫を作るという話は具体的に進んでおり、基本計画にも書かれている。展示施設については、まだないと理解している。多摩26市で郷土資料館と呼べるものがないのは狛江市だけであるため、市民の中でも、狛江にもあると良い、作りたいという声は出ている。そのため「検討を進めます」以上のものが付け加えられると市民委員として嬉しく思う。
- 委員長 他にはいかがか。
- 米田委員 30ページの基本方針4(4)「豊かな生活のためのスポーツの推進」で、先ほど「豊かな生活のための」という文脈は、継続議論だという話があったが、②の網掛けの説明で、「QOLの向上に向けて」という表現があり、この説明があることによって、「豊かな生活」という表現がしっくりくると思う。精神的・身体的な幸福が、生活の質の向上につながると思うので、「豊かな生活のための」という目的がここに入ることは理にかなっていると感じる。
- 委員長 全体を通して、意見等あるか。
- (なし)
- 委員長 以上で、第4回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を終了する。